

電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令新旧対照表

○電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成二十八年三月二十八日制定）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第1 審査基準 [略]</p> | <p>第1 審査基準 [略]</p> |
| <p>第2 処分の基準</p> <p>(1) ~ (5) [略]</p> <p>(6) 特定旧法第23条第1項の規定による特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令</p> <p>特定旧法第23条第1項の規定による特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた特定小売供給約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化、一般送配電事業者又は配電事業者の託送供給等に係る料金の変動があるなど「社会的経済的事項の変動」により「著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。</p> <p>なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。</p> <p>①~④ [略]</p> <p>⑤ 改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた特定小</p> | <p>第2 処分の基準</p> <p>(1) ~ (5) [略]</p> <p>(6) 特定旧法第23条第1項の規定による特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令</p> <p>特定旧法第23条第1項の規定による特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた特定小売供給約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化、一般送配電事業者又は配電事業者の託送供給等に係る料金の変動があるなど「社会的経済的事項の変動」により「著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。</p> <p>なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。</p> <p>①~④ [略]</p> <p>⑤ 改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた特定小</p> |

売供給約款における料金について、当該特定小売供給約款の実施日の属する年度の4月1日から起算して当該料金（算定規則第19条若しくは第22条の規定により同令第19条第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第22条第1項に規定する変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第18条第1項の変更の認可を受け、若しくは特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合又は同令第21条の規定により同条第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合にあつては、変更後の特定小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金とし、算定規則附則第2項の規定による廃止前の一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧算定規則」という。）第19条の2若しくは第19条の22の規定により同令第19条の2第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けた場合又は同令第20条の2若しくは第20条の4の規定により同令第20条の2第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第4項の規定若しくは改正法附則第18条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合にあつては、変更後の特定小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金とする。）を算定した際に定められた

売供給約款における料金について、当該特定小売供給約款の実施日の属する年度の4月1日から起算して当該料金（算定規則第19条、第33条、第36条若しくは第39条の規定により同令第19条第1項各号に掲げる変動額、同令第33条第1項各号に掲げる変動額、同令第36条第1項に規定する変動額若しくは同令第39条第1項に規定する変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第18条第1項の変更の認可を受け、若しくは特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合又は同令第35条若しくは第38条の規定により同令第35条第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第38条第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合にあつては、変更後の特定小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金とし、算定規則附則第2項の規定による廃止前の一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧算定規則」という。）第19条の2若しくは第19条の22の規定により同令第19条の2第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けた場合又は同令第20条の2若しくは第20条の4の規定により同令第20条の2第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第4項の規定若しくは改正法附則第18条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届

原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業大臣が毎年度行う定期的な評価において、みなし小売電気事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であつて、当該みなし小売電気事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあつては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の要否を評価するに当たっては、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要・一般需要外部部門の災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ 部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額の当該電気事業収益に対する割合（以下「電気事業利益率」という。）及び部門別収支計算規則附則第2条の規定による廃止前の一般電気事業部門別収支計算規則（平成18年経済産業省令第3号。以下「旧部門別収支計算規則」という。）に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近3年度間の平均値（改正法附則第18条第1項の変更の認可又は旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者（算定規則第19条又は第22条の規定により同令第19条第1項各号に掲げる変動額又は同令第22条第1項に規定する変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第18条第1項の変更の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第19条の2又は第19条の22の規定により同令第19条の2第1項各号に掲げ

け出た場合にあつては、変更後の特定小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金とする。）を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業大臣が毎年度行う定期的な評価において、みなし小売電気事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であつて、当該みなし小売電気事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあつては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の要否を評価するに当たっては、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要・一般需要外部部門の災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ 部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額の当該電気事業収益に対する割合（以下「電気事業利益率」という。）及び部門別収支計算規則附則第2条の規定による廃止前の一般電気事業部門別収支計算規則（平成18年経済産業省令第3号。以下「旧部門別収支計算規則」という。）に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近3年度間の平均値（改正法附則第18条第1項の変更の認可又は旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者（算定規則第19条、第33条、第36条又は第39条の規定により同令第19条第1項各号に掲げる変動額、同令第33条第1項各号に掲げる変動額、同令第36条第1項に規定する変動額又は同令第39条第1項に規定する変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第18条第1項の変更の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者

る変動額又は同令第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者を除く。)及び特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者(算定規則第21条の規定により同条第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第20条の2又は第20条の4の規定により同令第20条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者を除く。)であって、変更後の特定小売供給約款の実施日が直近2年度間に属するみなし小売電気事業者にあつては、直近年度の電気事業利益率又は直近2年度間の電気事業利益率の平均値。以下ロにおいて同じ。)が全てのみなし小売電気事業者の直近10年度間の部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の平均値を上回っており、かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の超過利潤(特定需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息及び超過契約額(委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であつて、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。以下同じ。)を加え、法人税等、財務収益(預金利息を除く。)及び事業報酬額を減じて

及び旧算定規則第19条の2又は第19条の22の規定により同令第19条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者を除く。)及び特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者(算定規則第35条又は第38条の規定により同令第35条第1項各号に掲げる変動額又は同令第38条第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第20条の2又は第20条の4の規定により同令第20条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者を除く。)であつて、変更後の特定小売供給約款の実施日が直近2年度間に属するみなし小売電気事業者にあつては、直近年度の電気事業利益率又は直近2年度間の電気事業利益率の平均値。以下ロにおいて同じ。)が全てのみなし小売電気事業者の直近10年度間の部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の平均値を上回っており、かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の超過利潤(特定需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息及び超過契約額(委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であつて、

| | |
|--|---|
| <p>得た額をいう。)及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤(一般需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息及び超過契約額を加え、法人税等、財務収益(預金利息を除く。)及び事業報酬額を減じて得た額をいう。)の累積額が事業報酬額(算定規則第4条第2項第1号に掲げる額、<u>みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令(令和●年経済産業省令第●●号)による改正前の算定規則第4条第2項第1号若しくは同条第3項第1号に掲げる額又は旧算定規則第4条第2項の規定により算出された額をいう。)</u>のうち特定需要に係る額を超過していること。なお、旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤の累積額については、改正法の施行の際現に旧電気事業法第19条第12項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に係る超過利潤の累積額を除くものとする。</p> <p>ロ [略]</p> <p>(7)～(13) [略]</p> | <p>当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。以下同じ。)を加え、法人税等、財務収益(預金利息を除く。)及び事業報酬額を減じて得た額をいう。)及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤(一般需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息及び超過契約額を加え、法人税等、財務収益(預金利息を除く。)及び事業報酬額を減じて得た額をいう。)の累積額が事業報酬額(算定規則第4条第2項第1号若しくは同条第3項第1号に掲げる額又は旧算定規則第4条第2項の規定により算出された額をいう。)のうち特定需要に係る額を超過していること。なお、旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤の累積額については、改正法の施行の際現に旧電気事業法第19条第12項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に係る超過利潤の累積額を除くものとする。</p> <p>ロ [略]</p> <p>(7)～(13) [略]</p> |
| <p>第3 その他 [略]</p> | <p>第3 その他 [略]</p> |